

産業廃棄物税の使途について

(産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に
関する検討会(環境省)第9回資料より抜粋)

3 税の使途について

回答のあった14府県市(三重県等4県を含む。)のうち、13団体において民間事業者に対する技術開発や施設整備の助成費に充当するとされている。また、処理施設の周辺整備事業に充当すると回答した団体は5団体あり、不法投棄された産業廃棄物等の撤去に充てることとした団体が1団体あった。

税収については、いずれも一般会計に充当し、基金を設置することによって使途を明確にするとの回答が多かった。

また、保健所設置市が行う不法投棄監視の強化施策に対して、税収の一部を補助(又は交付)することを検討している県もあった。

使途の種別	該当団体数	
① 民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成	13	
② 優良な処理業者の育成	7	
③ 自治体が行う減量化、リサイクル等のための技術開発や調査	6	
④ 処理施設の周辺整備事業(公園等)への助成	5	
⑤ 監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策	8	
⑥ 普及啓発活動	6	
⑦ その他	産業廃棄物処理情報の共有化の推進	2
	リサイクル関連情報の提供	1
	再生製品市場形成	1
	環境リサイクル産業の育成・振興	1
	不法投棄された産業廃棄物等の撤去	1